

令和6年度北区食品衛生監視指導計画（案）に関する意見募集の結果

- 1 意見募集期間：令和6年1月19日（金）から令和6年2月19日（月）まで
- 2 意見提出者数：2名
- 3 意見件数：3件
- 4 計画の変更箇所：なし

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見につきましては、令和6年度食品衛生監視指導計画を実施していく際に参考にいたします。

NO	対象項目	意見の概要	件数	区の考え方
1	第6 立入 検査及び収 去検査 1 立入検 査	コロナ禍で増えた、店先でテイクアウト（持ち帰り）販売を行う事業者に対して、適切な販売方法や製造方法、表示方法について指導をしてほしい。	1	テイクアウト食品は製造から消費されるまでに時間を要することから、より一層の衛生管理が必要です。テイクアウト販売を行う事業者に対しては、講習会やリーフレットの活用により食中毒予防や食品表示について周知徹底してきたところです。ご意見を参考に、テイクアウト食品の安全性を引き続き確保するため、当該事業者に対して講習会や監視指導を実施してまいります。
2	第10 区民・食品 等事業者・ 行政間の情 報及び意見 の交換 1 普及啓 発事業	飲食店等を経営する外国人の方に対して、定期的な講習会の実施や訪問調査を実施する等、食品衛生法を分かりやすく伝える普及啓発の実施を望みます。	1	飲食店等を経営する外国人の方については、外国語版リーフレットや「やさしい日本語」を活用しながら食中毒予防の普及啓発に努めてきたところです。ご意見を参考に、今後も外国人の方には有効なコミュニケーション手段を活用しながら定期的な講習会や監視指導を実施してまいります。
3	第5 主な 監視指導事 業 6 各種イ ベント参加 団体への衛 生指導対策	大規模なイベントだけでなく、小規模なイベントについても、他部署と連携して開催状況の把握に努め、衛生指導を実施してほしい。	1	食事を提供するイベントは子どもやおとしよりの参加が多く、衛生管理に不備があると重篤な食中毒が発生します。ご意見を参考に、イベントの規模に関わらず引き続き他部署と連携して開催状況の把握に努め、主催者や出店者に対して衛生指導を行ってまいります。